

入札に関する注意事項

目次

- 1 工事費内訳書
- 2 設計図書等
- 3 事前審査方式
- 4 社会保険未加入対策の強化
- 5 低入札価格調査について※個別公告にて、調査基準価格「有」とされている場合に参照してください。
- 6 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

1 工事費内訳書

(1) 工事費内訳書の提出義務化

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、平成27年4月1日以降に公告又は指名通知を行う公共工事の入札に参加する建設業者は、入札書とともに入札金額の内訳を記載した書類（以下「工事費内訳書」という。）を提出することが義務付けられています。

つきましては、入札心得等を熟読のうえ、入札書とともに、工事費内訳書を必ず提出してください。

工事費内訳書を提出しない場合は、その者のした入札を無効とします。また、提出された工事費内訳書の内容に不備（提出者名、工事名の誤記、入札金額と工事費内訳書の工事価格の相違等）がある場合は、入札を原則として無効としますので注意してください。

【入札が無効となる工事費内訳書の例】

- ◆白紙である場合（必要な内訳レベルが記載されていない場合も含む）
- ◆他の工事の内訳書である場合
- ◆工事費内訳書のほか、無関係な書類が添付されている場合
- ◆工事費内訳書が特定できない場合

例) 工事費内訳書を複数提出している

(複数のシートがあるエクセルファイルが提出されている等)

- ◆提出者名、工事名に誤記がある場合

※外字、旧字は誤記とみなしません

※入札書の提出者が共同企業体である場合、代表者名のみの記載とならないように注意してください。

	本来すべき記載	誤 記
提出者名	A工業・B建設〇〇工事共同企業体	A工業
工事名	〇〇線 道路改良第1工区工事	〇〇線 道路改良第2工区工事

いずれも無効

- ◆入札金額と工事費内訳書に記載された工事価格に相違がある場合
- ◆工事費内訳書に記載された工事価格と、内訳を合計した額に相違がある場合
例) 指示された内訳の全部又は一部の記載がない
例) 計算ミス

(2) 工事費内訳書作成の要領等

①工事費内訳書の記載内容

少なくとも次に掲げる項目について記載してください。

土木関係工事用	建築関係工事用
ア 直接工事費 (ア) 本工事費内訳表、附帯工事費内訳表、補償工事費内訳表のうち工事区分(レベル1)、及び工種(レベル2)(工事工種体系におけるレベル2以上)に対応するものの金額を記載する。 (イ) 直接工事費の合計 イ 共通仮設費 ウ 純工事費 (直接工事費と共通仮設費の合計) エ 現場管理費 オ 工事原価 (純工事費と現場管理費の合計) カ 一般管理費等 キ 工事価格 (工事原価と一般管理費等の合計) ク 消費税等相当額 ケ 請負工事費 (工事価格と消費税相当額の合計) ※ 積算体系が異なる工事(鋼橋製作工事等)は、これに準じる項目 ・直接工事費のうち 材料費 ・直接工事費のうち 労務費 ・現場管理費のうち 建退共制度の掛金(※) ・工事原価のうち 安全衛生経費 ・工事価格のうち 法定福利費	ア 直接工事費 数量書に掲げる工種別科目毎の金額及び直接工事費の合計を記載する。 イ 共通仮設費 ウ 純工事費 (直接工事費と共通仮設費の合計) エ 現場管理費 オ 一般管理費 カ 諸経費 (現場管理費と一般管理費の合計) キ 工事価格(純工事費と諸経費の合計) ク 消費税相当額 ケ 請負工事費 (工事価格と消費税相当額の合計) ・直接工事費のうち 材料費 ・直接工事費のうち 労務費 ・現場管理費のうち 建退共制度の掛金(※) ・工事原価のうち 安全衛生経費 ・工事価格のうち 法定福利費

(※) 建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合は、金額の

欄に「－」と記載を行う。

- ・入札参加者及び全ての下請予定業者が建設業退職金共済制度の加入事業者でない場合
- ・入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であるものの、当該工事現場に従事する労働者がいない場合

②提出時期

工事費内訳書は入札書を提出する際に、添付して提出してください。表紙は不要です。

③その他留意事項

- ア 入札心得は、「予定価格を事前公表するもの」をご覧ください。
- イ 再度入札の際は、工事費内訳書の提出は不要です。
- ウ 予定価格事前公表試行工事の場合、予定価格を超える入札は無効となりますので、予定価格の範囲内で応札できない場合は、辞退届を提出してください。

2 設計図書等

本県発注工事では、原則として公告時に設計図書等の全てを公表しており、入札参加資格確認後に配付する設計図書等はありません。（公告に特記がある場合を除きます。この場合、公告記載の配布方法をご確認ください。）

公告記載の入札日程をよく確認のうえ、入札手続きを行ってください。

3 事前審査方式

この工事の入札は、事前審査方式で行います。

事前審査方式とは、入札参加資格の有無の審査を入札の執行前に行う方式です。

4 社会保険未加入対策の強化

本県では、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）未加入対策として、これまでに、社会保険等未加入の建設業者を入札に参加させないこととするとともに、県発注工事における社会保険等未加入の下請業者に対して加入指導を行っており、契約約款においては一次下請業者を社会保険等加入業者に限定する規定を設けているところです。

建設業における社会保険等への加入に関しては、元請企業及び下請企業の役割と責任等を示した「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（国土交通省制定）の趣旨を踏まえ、適切な対応をお願いいたします。

（注）各保険の根拠法において適用除外とされている者と下請契約を締結することは問題ありません。

参考：「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（抜粋）

元請企業は、下請企業の選定に当たっては、法令上の義務があるにもかかわらず適切に社会保険に加入しない建設企業は社会保険に関する法令を遵守しない不良不適格業者であるということ（公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針参照）を踏まえる必要がある。（中略）

下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行うこと。（中略）

については、下請企業には、適切な保険に加入している建設企業を選定すべきであり、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全部又は一部について、適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は、下請企業として選定しないとの取扱いを徹底すべきである。

5 低入札価格調査について

調査基準価格の設定範囲等については、下記のとおりです。

【設定範囲】予定価格の7.5/10～9.2/10	
【算定式】	
①直接工事費	97%
②共通仮設費	90%
③現場管理費	90%
④一般管理費等	68%
合計＝調査基準価格	

また、県発注の建設工事及び建設工事に係る委託業務の入札における低入札価格調査については、下記のとおり取り扱います。

1 実施方法

(1) 低入札価格調査においては、入札者の積算の内訳が合理的かつ現実的なものであることを、次の例のように徹底して調査し、入札者から提出される積算内訳書が、工事等（県発注の建設工事及び建設工事に係る委託業務をいう。以下同じ。）に係る実際の収入及び支出を表したものであるか等を確認します。

(例1) 工事等の施工（履行）に必要なとなるすべての費用を適切に計上しなければならないものとし、発注者から受け取る請負（委託）代金から支弁することを予定していない費用（例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても、工事等の施工（履行）に必要な費用である以上、適切に計上されているかを確認します。

(例2) 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なものでなければならないものとし、現場への精通といった計数的根拠が希薄な理由で低価格の積算をしていないか、現場事務所の設置に代えて自社施設の活用を予定している場合に具体的な低減額を計数的に把握して積算しているか、下請業者による施工（履行）を予定している場合に下請予定業者（入札者が工事等を直接請け負わせることを予定している下請負人をいう。以下同じ。）の見積金額を反映しているかなどを確認します。

(2) (1) の調査によって、工事等の施工（履行）に必要な費用が、積算内訳書に適切に計上されているかが確認されますが、入札者の申込みに係る価格が当該費用の額を下回っている場合には、工事等の手抜き、安全対策の不徹底、下請予定業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化といった問題が生じかねないことから、その下回る金額が確実に入札者によって負担され、他へ転嫁されるおそれがないことを確認します。

2 低入札価格調査に係る意向確認について

(1) 意向確認の方法について

低入札を行った入札者に対しては、調査資料の提出を求めるとともに、調査に係る意向確認を実施します。意向確認においては、「低入札価格調査に係る意向申出書」を提出いただきます。

＜調査を受ける意向がある場合＞

意向申出書にその旨を記載し、期日までに提出。

⇒ 調査資料を下記3に記載の提出期日までに提出。

＜調査を受ける意向がない場合＞

意向申出書にその旨を記載し、期日までに提出。

⇒ 当該入札者の入札は無効とし、調査資料については、提出不要。

(2) 意向申出書の提出期日

調査資料の提出を求めた日の翌日（休日を除く。）の午後5時まで

（調査を受ける意向の有無にかかわらず、上記期日までとします。）

なお、上記期日までに意向申出書の提出がない場合、原則として、「不誠実な行為」とみなし、指名停止措置の対象とします。

3 調査資料の提出期日等

(1) 低入札価格調査の調査資料の提出期日

上記の意向確認において、調査を受ける意向がある旨を申し出た場合は、下記の期日までに調査資料を提出いただきます。なお、下記の期日までに調査資料の提出がない場合、原則として、「不誠実な行為」とみなし、指名停止措置の対象とします。

＜建設工事の場合＞

調査資料の提出を求めた日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）

＜建設工事に係る委託業務の場合＞

開札日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）

(2) 資料提出後の再提出は認めません。

(3) 計上する金額の計数的根拠が合理的であること等が県で確認できない場合に資料の追加提出を求めます。この場合の追加資料の提出期日は、資料の追加提出を求めた日の翌日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までとします。

【問合せ先】

富山県厚生部 厚生企画課 地域共生福祉係 TEL 076-444-3197

総合評価適用外案件の手続きの流れ(事前審査方式の場合)

【参】…入札参加者
【県】…富山県

一般競争入札の公告(設計図書等の配布)

入札参加資格確認申請書等の提出

入札参加資格の審査

資格なし

無効

資格あり

入札書、工事費内訳書の提出

開札

入札価格の確認

入札価格が最も低い
入札者が調査基準価格
未満

低入札価格調査の実施通知、調査の意向確認

①該当者へTEL、低入札価格調査資料様式、
意向届出書様式等の送付【県】
※実施通知の翌日までに意向届出書の提出がない場合、
不誠実な行為とみなし、指名停止措置の対象とする

低入札価格調査を
受ける
意向なし
(調査資料の
提出は不要)

無効

低入札価格調査を
受ける意向あり

※期日までに調査資料を提出し
ない場合、不誠実な行為とみな
し、指名停止措置の対象とする

低入札価格調査の実施

②意向届出書の提出【参】
③低入札価格調査資料の提出【参】
④ヒアリング【参】【県】
⑤審査会の開催【県】

調査資料
提出なし

無効※

契約履行
不可

失格

契約履行可

落札者の決定

入札価格が最も低い
入札者が調査基準価格
以上

6 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約機関に対して、その旨（以下、「おそれ情報」という。）を当該事象の状況の把握のため必要な情報（以下、「根拠情報」という。）と併せて通知してください。

（１）おそれ情報について

建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則第 1 条において、以下のとおり定められていることに留意してください。

- ① 主要（※）な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰であって、天災その他不可抗力により生じるもの（請負契約に基づき受注者が協議を申し出ることができる事由に該当するものに限る。）
- ② 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰であって、天災その他不可抗力により生じるもの（請負契約に基づき受注者が協議を申し出ることができる事由に該当するものに限る。）

※「主要」かどうかについては、工事の施工に当たり数量的にあるいは使用頻度的に大宗を占めるために欠くことのできないこと、工事原価において大きな比重を占めること又は数量若しくは比重若しくは使用頻度が少ないにもかかわらず工事の施工に大きな影響を及ぼすこと等をもって判断します。

（２）根拠情報について

「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）」（令和 6 年 12 月 13 日付国不建第 149 号）により、根拠情報は、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、以下の資料等に裏付けられたものを用いる必要があることに留意してください。

- ① メディア記事
- ② 資材業者の記者発表
- ③ 公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料
- ④ 下請業者や資材業者から提出された、過去の同種工事における見積書など価格の上昇がわかる資料（①～③を準備することが困難である場合）

※一の資材業者の口頭のみによる情報など、「当該事象の状況の把握のため必要な情報」を欠き注文者が真偽を確認することが困難である情報は除きます。

（３）契約変更協議について

請負契約の規定（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき契約変更協議の対応を行います。

（４）適用時期について

令和 7 年 2 月 1 日以降に入札公告等を行う案件から適用します。

(5) 通知の様式について

通知の様式は以下の HP に掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

<https://www.pref.toyama.jp/1500/sangyou/nyuusatsu/jouhou/kj00010519/kj00010519-003-01.html>

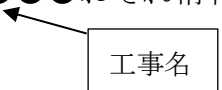
(6) 提出先及び提出方法について

通知の提出先（契約機関）は、富山県厚生部厚生企画課です。

書面又はメールでの提出が可能です。メールで提出する場合は、以下のメールアドレスに送付してください。

富山県厚生部厚生企画課メールアドレス：akoseikikaku@pref.toyama.lg.jp

※メールを送付する際、件名は「●●●●●●●おそれ情報の通知（業者名）」としてください。



工事名